

☆ 自らの手と足と口で
☆ 自己革新
☆ 非暴力直接行動
☆ 生態系の尊重
毎月5日発行

市民運動

市民の権利を生かす会

〒184-0011

東京都小金井市東町4-15-29

電話：(042)383-6666

発行：市民運動編集委員会

購 1年 3,200円

読 6ヶ月 1,600円

料 1ヶ月 270円

郵便振替 口座番号：00180-2-89521

加入者：市民の権利を生かす会

銀行口座 東日本銀行 新小金井支店 口座番号：248420 口座名：市民の権利を生かす会 (以下、講座名共通)

みずほ銀行 小金井支店 口座番号：1998920、東京三菱銀行 小金井支店 口座番号：0627204

地方自治体改革についての提言

本誌編集委員の佐野浩氏は、某党の地方自治の政策に対して以下のような提言を行った。
アジェンダのⅢの「地域主権型道州制」で格差を是正する！
一「3ゲン（権限・財源・人間）を移譲し消費税は地方の財源に一の政策について私見を述べたいと思います。

アジェンダの述べている「地方交付税の廃止、地方自治体の自主立法権、課税自主権、住民参加などを充実し地方政府を確立、地方公務員制度の改革、地域主権型道州制の導入」という政策に基本的に賛成です。

ただし、現状の地方自治体の実態はどうでしょう。(資料①)の「首長への監視機能を強めよう！」は17年前の私の拙文ですが、この中で述べている「住民自治と議会機能の低下、首長権限の圧倒的強大化、自治体の相互牽制機能の崩壊、多選首長の続出と総与党化、汚職の横行と住民の政治不信」は今日も基本的に変わっていないと見ています。変わっていないのみならず、バラマキ政策と高額な公務員人件費と国の誤った補助金政策により、「破産状況の借金自治体が増大したことも問題に加えねばなりません。

そういう地方自治体にさらに権限と財源と人間を移譲したら、病状はさらに悪化するのではないかと私は危惧します。また、地方の政策を地方官僚に依拠している現状に、「3ゲン」を地方に移譲すれば、ますます地方官僚依存の地方政府になります。地方の民間による政策シンクタンクが形成されないうちに「3ゲン」の移譲は大丈夫かとの不安無きにしもあらずです。

しかし、地方に財源・権限・人間を移譲するという大方針は必要です。地方に「3ゲン」を移譲するからこそ①住民の知

住民の直接請求権政策決定権を高めよう 長は性質別収支の報告を行う 議会を中心に民間のシンクタンクを全国各地に作る！

権利を保障し、不正や放漫経営を監視し、民間による政策シンクタンクを作ると、住民の政策決定能力を高め、住民の直接政策決定権を認める住民自治の機能的拡大と分離と独立を高め、相互牽制作用を更に高める。また議員の財政健全化にむけての活動の活性化を求め、地方議員自身による政策シンクタンクの一大集団を作り、強化し、財政基盤をととのえるの三大改革が必要であると考えます。

- ① 住民の知る権利を保障し、不正やバラマキ政策による放漫借金経営を監視し、地方の民間による政策シンクタンクを強化し、住民の政策決定能力を高め、住民の直接政策決定権を認める住民自治権の拡充
 - a. 情報公開法ができたといえ、地方には社会の成熟した報道機関が未だ少ない場合が多く見受けられます。他方、情報化時代を反映して、ほとんどの自治体が公報を発行しています。(この公報が首長権限の更なる拡大を招いている場合が多い)。また、議会主義制度が陥りやすい、バラマキ政策による放漫借金経営を監視し、許さない制度をつくる必要があります。
 - (ア) 公報条例を制定し、その編集にあたっては「公報に関心をもつ住民(地域の中・高・大学・大学院研究所、政策シンクタンク、地方新聞や地域テレビ局の関係者も参加できるようにする)」及び自治体職員とで共同編集する。
 - (イ) 長や自治体の不正・放漫借金経営・自治体にとって好ましくないことを公報に載せるか否かで意見が分かれた場合は⑦他のマスコミが報道している

「地方分権と本格的な地方自治の推進」を政権の合意事項とした細川内閣の船出を「地方議員として喜びもするが、その要旨が世間で言われているように「国から地方自治体への権限と財源の委譲、つまり首長の多選禁止」といって、地方自治体の実情と住民意識を考慮しないか、と心配になる。

住民自治と議会機能の低下、首長権限の圧倒的強大化、自治体の相互牽制(けんせい)機能の崩壊、多選首長の続出と総与党化、汚職の横行と住民の政治不信が現在の地方自治の実態になっているといえる。このよきな「病状」に対しては、住民自治の強化、自治体議員の機能的分化独立、相互監視作用の回復こそが急務と考える。

一九四七年に施行された地方自治法は首長に執行権を与える一方で、条例の制定・改廃権は首長・議会・住民の三者とし、五十三市のうち四百三十六市で

日その成果はどうか。住民の直接請求による条例案件は、市レベルでは八八年一九一年の四年間でわずか十二件(全国市議会会議長会調べ)。議員による政策的条例の制定は、八九年一九一年の三年間で八件(同)である。首長の条例制定数の五分の一にも満たない。他方、首長ら

の税の違法支出を監視する議員を含む住民による監視請求は、八八年までの八年間で全国六百五十三市のうち四百三十六市で

に総合調整権がある一方で議会が法人格を持たないことなどが相まって、議会事務局や監査委員会の職責に對しては、首長の任命権、懲戒権、罷免権が実質的に及ぶようになってきている。首長の不正を監視する部門の職員の人件費を当の首長自身が持つているところも矛盾が四十年も続く中では、監視請求がほとんどゼロになってしまっている。

(東京都小金井市議会議員・無所属)投稿

「地方分権と本格的な地方自治の推進」を政権の合意事項とした細川内閣の船出を「地方議員として喜びもするが、その要旨が世間で言われているように「国から地方自治体への権限と財源の委譲、つまり首長の多選禁止」といって、地方自治体の実情と住民意識を考慮しないか、と心配になる。

住民自治と議会機能の低下、首長権限の圧倒的強大化、自治体の相互牽制(けんせい)機能の崩壊、多選首長の続出と総与党化、汚職の横行と住民の政治不信が現在の地方自治の実態になっているといえる。このよきな「病状」に対しては、住民自治の強化、自治体議員の機能的分化独立、相互監視作用の回復こそが急務と考える。

一九四七年に施行された地方自治法は首長に執行権を与える一方で、条例の制定・改廃権は首長・議会・住民の三者とし、五十三市のうち四百三十六市で

に総合調整権がある一方で議会が法人格を持たないことなどが相まって、議会事務局や監査委員会の職責に對しては、首長の任命権、懲戒権、罷免権が実質的に及ぶようになってきている。首長の不正を監視する部門の職員の人件費を当の首長自身が持つているところも矛盾が四十年も続く中では、監視請求がほとんどゼロになってしまっている。

(東京都小金井市議会議員・無所属)投稿

は、蜘蛛とり円グラフ等で類似団体との比較が出来るようにする。(資料②)
財政の中の人件費については地域住民の人件費と比較して常に月々の給与(社会保障費を含めた)のみならず賞与・退職金・退職後の年金等も(予測した)金額で比較する。賃金のみならず、有給休暇・残業手当等・賞与の評価法・昇給実績等を地域住民の勤労者のそれと比較したものを公表する。(裏面へ)

このように現在の地方自治体は、住民や議会の監視機能が低下し、首長権力が強大化する中で、三者の相互牽制機能が崩壊している。そういう状況そのままだと、新内閣が首長への権限と財源の委譲のみを行うのであれば、汚職と政治不信はなくなるはずだが、むしろ火に油を注ぐことになりかねない。地方自治を本格的に推進していくために、住民の知る権利などを保障する自治権の拡充と、自治体組織の機能的な分離・独立を進め、相互牽制作用を回復させることを提言する。

論壇



佐野浩

一件もなかった(金沢市監査委員会調べ)。犯罪白書によると、八七年一九一年までの首長、議員を含む地方公務員の収賄罪での検挙は五百一人。金公務員の内総額は五億五千万円強である。首長・議会・住民の相互牽制による地方自治の健全な発展への期待を裏切る教訓

問題をはたかこのようになったか、である。住民の条例制定請求や監視請求の件数が少ない理由として、権利そのものが知ら

これらについては十分である。私には何より、そういう請求をなす行方住民や議員を支援する職員体制ができていないことに問題があると考ええる。

都道府県や市町村の自治体の職員は首長が採用し、首長の任命権のもと職務、財政、福祉、建設部門などを四、五年ごとに

住民や議員の条例制定数が首長に比べて圧倒的に少ないのも、これもまた理解できることといえる。

このように現在の地方自治体は、住民や議会の監視機能が低下し、首長権力が強大化する中で、三者の相互牽制機能が崩壊している。そういう状況そのままだと、新内閣が首長への権限と財源の委譲のみを行うのであれば、汚職と政治不信はなくなるはずだが、むしろ火に油を注ぐことになりかねない。地方自治を本格的に推進していくために、住民の知る権利などを保障する自治権の拡充と、自治体組織の機能的な分離・独立を進め、相互牽制作用を回復させることを提言する。

首長への監視機能を強めよう

このように現在の地方自治体は、住民や議会の監視機能が低下し、首長権力が強大化する中で、三者の相互牽制機能が崩壊している。そういう状況そのままだと、新内閣が首長への権限と財源の委譲のみを行うのであれば、汚職と政治不信はなくなるはずだが、むしろ火に油を注ぐことになりかねない。地方自治を本格的に推進していくために、住民の知る権利などを保障する自治権の拡充と、自治体組織の機能的な分離・独立を進め、相互牽制作用を回復させることを提言する。